

川越市避難行動要支援者避難支援全体計画のご案内

市では、災害が発生したときに、すばやい対応が困難なお年寄りや体の不自由な人の避難を、地域の人に手助けしていただく「川越市避難行動要支援者避難支援全体計画※1」を推進しています。

※1 平成26年5月の災害対策基本法の改正に伴い、従前の「川越市災害時要援護者避難支援制度」を大幅に改正したものとなります。

1. 避難行動要支援者とは

災害時に、危険を察知したり状況を判断したりすることが困難な方、障害や体力の衰えなどにより自力で避難することが困難な方をいいます。

- ◆ 65歳以上の高齢者のみの世帯で要介護3以上の方
- ◆ 世帯全員が75歳以上の高齢者の方
- ◆ 視覚障害、聴覚障害、下肢・体幹・移動機能障害のある方
- ◆ 上記以外の身体障害（1級または2級）のある方
- ◆ 知的障害（AまたはA）のある方
- ◆ 精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方
(施設や病院などに長期入所・入院されている方は対象になりません)



2. 支援のしくみと支援内容

災害が発生した時に支援を必要とする人の情報を地域に提供し、地域の人たち（自治会、民生委員・児童委員、近所の方々など）の支え合いで災害に備えていただくものです。

※ご注意

- 災害の状況によっては支援者の方が被災することもあり、支援を受けられない、あるいは遅れる場合があります。また、支援者の方にも「できる範囲での支援」をお願いするものであり、責任を負わせるものではありません。自分でできる災害時への備えや対応（自助）が基本です。
- 支援の内容は、お住まいの地域により異なります。ご了承ください。
- 皆さまの同意に基づき地域へ提供する情報は、行政及び支援団体・支援者が適正に管理し目的外利用はいたしません。

《裏面があります》

具体的には・・・

- ①市は、対象者全員の名簿を作成し常備することで、大規模災害が発生し人命に危険が迫った場合には、迅速に地域やその他の支援団体などへ情報を公開し、人命救助に移ることができるようにします。
- ②対象者全員の名簿に登載された方等のうち、平常時から地域へ情報を提供することに同意されるかどうか、本人の意向を確認します。
- ③市は、平常時から地域へ個人情報を提供することに同意された方のみの名簿を作成し、自治会や民生委員・児童委員など地域の支援等関係者へ提供します。
- ④地域の支援等関係者はそれらの名簿情報をもとに、平常時の見守りや声掛け、皆さんそれぞれの状態に合った個別計画（避難計画）などを検討したり、災害発生時には安否確認などに活用します。

※平常時から地域へ情報提供はしない、として同意の届出を提出されなかった場合でも、大規模災害の発生により、救助活動などで要支援者情報が必要だと判断される場合には、人命を優先するため開示されます。

3. ご自身の情報を地域に提供することに同意する方は・・・

同封の届出に住所・氏名をご記入し押印の上、返信用封筒（同封）に入れて、郵送していただくか、次の窓口等に直接ご提出ください。

- ・市役所1階 福祉推進課、障害者福祉課
- 3階 地域包括ケア推進課、高齢者いきがい課、介護保険課
- 4階 防災危機管理室
- ・各市民センター、南連絡所



※ 地域への情報提供を希望しない方は、同封の届出の提出は不要です。今後状況が変わり、希望される場合には改めてご相談ください。

地域へ情報を提供させていただく時期は年1度となりますのでご承知おきください。

川越市避難行動要支援者避難支援全体計画に関するお問い合わせ先

川越市役所 防災危機管理室

〒350-8601 川越市元町1-3-1

TEL 224-5554 FAX 225-2895